

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書

税務署受付印

		※整理番号	
令和 年 月 日  税務署長殿	納税地	〒	
	(フリガナ)	電話 ( ) ー	
	内国法人の名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		

法人税法施行令第141条の4第4項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同条第5項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適用を受けようとする最初の事業年度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
各事業年度終了の日 前6月以内の一定の日	月 日
申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由	
その他参考となるべき事項	

税理士署名	
-------	--

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿	備考	通信日 付印	年月日	確認
-------------	----	---------	----------	----	---------	----	-----------	-----	----

## 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 141 条の 4 第 4 項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適用を受けようとする最初の事業年度の確定申告書（又は中間申告書）の提出期限までに納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。
- 3 この届出書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「納税地」、「内国法人の名称」及び「法人番号」欄には、法令第 141 条の 4 第 4 項の規定の適用を受けようとする納税地、内国法人の名称及び法人番号を記載してください。
  - (2) 「適用を受けようとする最初の事業年度」欄には、法令第 141 条の 4 第 4 項の規定を受けようとする最初の事業年度の開始の日及び終了の日を記載してください。
  - (3) 「各事業年度終了の日前 6 月以内の一定の日」欄には、法令第 141 条の 4 第 4 項に規定する一定の日を記載してください。
  - (4) 「申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由」欄には、法令第 141 条の 4 第 4 項に規定する提出期限まで同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由を記載してください。
  - (5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
  - (6) 「※」欄は、記載しないでください。